



令和5年度 長久手市児童クラブ 入会申込み案内

その他事業は、
6ページに紹介が
あります。

児童クラブとは・・・

放課後に就労等により保護者が留守の家庭の児童を保護者に代わってお預かりする場です。

令和5年4月1日から令和5年9月30日までに児童クラブ入会を希望される方

受付期間 令和4年11月21日(月)～12月9日(金) 午後5時

※令和4年度児童クラブに在籍されている方でも、年度ごとに申込みが必要です。

〈令和5年度児童クラブ主な変更点〉

- ・北児童クラブ・北第2児童クラブで延長保育開始(午後6時30分まで)

1 児童クラブの所在地、定員など

| 名称 | 所在地 | 電話番号 | 校区 | 定員(予定) |
|-------------------------------|-----------------------|---------|-----|--------|
| 南児童クラブ | 喜婦嶽702番地(南小学校内) | 41-8610 | 南 | 80名 |
| 北児童クラブ | 池田77番地(北小学校内) | 41-8590 | 北 | 80名 |
| 北第2児童クラブ | 段の上2901番地(北児童館内) | 62-5680 | | 80名 |
| 長久手児童クラブ | 岩作中島7番地1(青少年児童センター内) | 62-1712 | 長久手 | 80名 |
| 市が洞児童クラブ | 市が洞一丁目1203番地(市が洞小学校内) | 64-2016 | 市が洞 | 70名 |
| 市が洞第2児童クラブ 運営:(株)ポピンスエデュケア | 市が洞一丁目401番地(市が洞児童館内) | 64-5621 | | 20名 |
| 東児童クラブ | 前熊前山174番地(東小学校内) | 41-8213 | 東 | 60名 |
| 東第2児童クラブ | 前熊前山173番地3(上郷児童館内) | 62-0801 | | 80名 |
| 長久手西児童クラブ | 久保山2110番地(西児童館内) | 61-1500 | 西 | 40名 |

2 開設日時

| 開設日 | 開設時間 | ※時間に送迎できない方は入会できません。 |
|-------------------------------|-------------------|----------------------|
| 月曜日から金曜日まで | 下校時から午後6時まで※1 | 保護者の迎えが必要 |
| 月の最後の土曜日 (青少年児童センター内で合同保育) | 午前7時30分から午後6時まで※2 | 保護者の送迎が必要 |
| 春休み・夏休み・冬休み・学校休業日 | 午前7時30分から午後6時まで※1 | |

※1の開設日には、東児童クラブ及び東第2児童クラブで午後7時まで延長あり、北児童クラブ及び北第2児童クラブで午後6時30分まで延長あり。

※2の開設日(土曜日)の延長はありませんのでご注意ください。

3 休日 土曜日(月の最後の土曜日を除く)、日曜日、祝日、年末年始

4 活動費 児童1人あたり1月5,000円。8月は8,000円(※減免制度2ページ)



←児童クラブQ&Aは市ホームページに掲載しています。
お問い合わせは市ホームページのお問い合わせフォームからも可能です。

【問合せ】長久手市役所子ども部子ども未来課児童係
電話 0561-56-0616(直通)

活動費の減免について

| 減免対象 | 免除 | 申請方法 |
|--------------------------|------|---|
| 就学援助対象世帯 | 半額免除 | 「長久手市児童クラブ活動費減免申請書」「就学援助認定通知書の写し」を子ども未来課へ提出。 ※提出された翌月分より免除します。 |
| 児童扶養手当の受給資格者世帯（全額支給停止除く） | | 申請不要。対象者については自動的に免除します。 ※希望されない場合は、その旨を申込書備考欄に御記入ください。 |
| 生活保護世帯 | 全額免除 | 「長久手市児童クラブ活動費減免申請書」を子ども未来課へ提出。 ※提出された翌月分より免除します。 |
| 中国残留邦人等自立支援給付受給世帯 | | |

5 対象

- (1) 小学校1年生から6年生まで
- (2) 以下の条件のいずれかに当てはまる場合

※保護者とは・・・

同一地番内に居住する令和5年4月1日時点で満20歳以上65歳未満の人です。

- ・児童の保護者が1日4時間以上（平日にあっては午後2時までに帰宅ができない勤務）かつ月15日以上居宅外で働いているため児童の保護ができない場合で、同居している人も、その児童を保護することができない場合。



居宅内就労の場合は、お申込みできません。ただし、感染症対策など一時的な在宅勤務等で基本の就労場所が居宅外（就労証明書等で確認します。）であればお申込みできます。
ただし、在宅勤務等でご家庭が留守にならない日は、児童クラブは利用できません。

- ・児童の保護者が病気、負傷もしくは、精神、身体に障がいをもっているため、また就学等のため、児童を保護することができない場合で、同居している人も、その児童を保護することができない場合。
- ・児童の保護者が居宅外で介護をしているため児童を保護することができない場合で、同居している人も、その児童を保護することができない場合。
- ・上記以外に明らかに児童の育成ができないと認められる場合。

6 申込み方法について

- (1) 申込み書類配布

令和4年11月1日（火）から市役所子ども未来課・各児童館・在籍児童クラブ（在籍中の家庭のみ）で配布します。同日より市ホームページからもダウンロードできます。

受付期間終了後は、子ども未来課窓口のみの配布となります。

- (2) 申込み方法・提出先

世帯の状況により、申込み方法が異なります。ア、イいずれに該当するかを確認し、令和4年11月21日（月）から12月9日（金）午後5時までに申込書類（詳細3ページ）を提出してください。受付期間終了後も申込みはできますが、追加受付となり受付期間内に申込みをした方が優先されます。追加受付（令和5年10月1日以降入会希望等）は、世帯の状況に関わらず子ども未来課窓口のみでの受付となります。

| 世帯の状況 | 申込み方法・提出先 |
|--|--|
| ア 新規申込み家庭 きょうだいの内1人も申込み時点で児童クラブに在籍されていない家庭 | ①郵送又は②市役所子ども未来課⑩番窓口前専用ポストで提出してください。 ①郵送 申込書類を郵送してください（締切日当日の消印有効）。 郵送の際は、 <u>封筒及び切手</u> をご準備いただく必要がございます。 任意で簡易書留等をご利用ください。 <宛先> 〒480-1196 長久手市岩作城内60番地1 長久手市役所 子ども部 子ども未来課 児童係 ②専用ポスト 平日 8:30～17:15 （土日祝日除く） 市役所子ども未来課⑩番窓口の専用ポストに申込書類を入れた封筒（封筒に第1希望の児童クラブ名を記入）を投函してください。新型コロナウイルス感染拡大を防止する目的から、できる限り少ない人数でお越しください。 <u>※窓口での書類確認は行いません。</u> |
| イ 児童クラブ在籍中の家庭 きょうだいの内申込み時点で1人でも児童クラブに在籍されている家庭 | ①在籍する児童クラブに <u>封筒（封筒に第1希望の児童クラブ名を記入）に入れて提出</u> してください。 ①在籍する児童クラブ 児童クラブ開設時間内。（土日祝日除く） <u>最終日は午後5時まで。</u> 児童クラブへの送迎の際等に、 <u>児童クラブ職員へ必ず手渡しで提出</u> してください。 ※申込み期間中、休会等で出席しない場合も、原則在籍する児童クラブに提出してください。 ※児童クラブでの書類確認は行いません。 |

※特別な配慮が必要な児童は、世帯状況に関わらず市役所子ども未来課窓口で直接お申込みください。

7 申込書類

すべての書類をそろえて原則一回で提出するよう、ご協力ください。

- ・様式はすべて市ホームページからもダウンロードできます。
- ・受付期間内に「②加入要件確認書類」等が間に合わない場合も、「①児童クラブ加入申込書」は必ず受付期間内に提出してください。
- ・当初申込みの不備書類がある方のみ不備案内を令和4年12月16日（金）までに各ご家庭へ郵送します。不備書類は令和4年12月28日（水）午後5時（締切日当日の消印有効）までに郵送又は市役所子ども未来課窓口前専用ポスト（在籍児童クラブ提出不可。）に提出してください。以降の提出は、「①児童クラブ加入申込書」が受付期間内に提出されている場合も追加受付となります。

(1) 全家庭提出

| 書類名 | 必要部数 | チェック欄 | 備考 |
|--------------------|---|-------|----------------------|
| ①児童クラブ加入申込書（兼児童台帳） | 各家庭1部 記入例あり | | ・きょうだいは必ず同時申込してください。 |
| ②加入要件確認書類 | 令和5年4月1日現在満20歳以上65歳未満の同居（同一地番内に居住）の保護者それぞれ全員分。 ※単身赴任等で市内に住民票がない方は不要。 | | 詳細は(2)へ |

※長久手市に転入予定の場合は、賃貸借契約書の写し又は建築契約書等の写しが必要です。
 ※上記以外にも審査をする上で書類が必要になる場合があります。

(2) 「②加入要件確認書類」について

満20歳以上65歳未満の同居の保護者の加入要件にあわせてそれぞれ全員分が必要です。

| 加入要件 | 書類名 | 備考 |
|---|--|--|
| 保護者の居宅外就労 | <ul style="list-style-type: none"> ・長久手市児童クラブ用就労証明（申告）書 | <ul style="list-style-type: none"> ・1日4時間以上（平日にあっては午後2時までに帰宅ができない勤務）かつ月15日以上居宅外で仕事に従事していることが必要です。 ・令和4年11月1日以降勤務先で証明を受けてください。 ・勤務先が複数ある場合は複数枚提出することができます。 ・就労状況（予定）確認のため、勤務先等へ確認することがあります。 |
| <p>（居宅外自営代表者の場合）いずれかの写し1つを就労証明書に添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の確定申告書（第一表・第二表） ・最新の青色申告承認申請書 ・開業届（令和4年度開業の方に限る） | | <p>ご本人が代表者様で左記の書類が提出できない場合は、子ども未来課児童係までお問い合わせください。</p> |
| 保護者の疾病等 | <p>いずれかの写し1つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診断書 ・手帳等 | <ul style="list-style-type: none"> ・診断書は、入会の必要期間が分かるものが必要です。 ・手帳等とは身障手帳、精神障害者保健福祉手帳等です。 |
| 保護者の就学 | <ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書及びカリキュラム等の写し | <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に通学または通信教育課程でスクーリングがある場合が対象です。 |
| 保護者が居宅外で介護をしている | <p>いずれかの写し1つ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護認定等分かるもの ・診断書 ・手帳等 | <ul style="list-style-type: none"> ・診断書は、介護対象者のもので入会の必要期間が分かるものが必要です。 ・手帳等とは介護対象者の身障手帳、精神障害者保健福祉手帳等です。 |
| その他 | 上記以外に明らかに児童の育成ができない事由の場合は、子ども未来課までご相談ください。 | |

8 入会決定について

(1) 入会の承諾・不承諾決定通知は、令和5年1月末頃に当初申込み者全員自宅へ郵送予定です。通知前の決定についてのお問合せには一切お答えできません。

(2) 入会決定については、市の定める基準に基づき優先度を判断します。

定員を超える申込みがある場合、低学年から優先とし、学年区分（1年生、2年生、3年生、4～6年生）が同じ場合は、就労状況（月の就労日数、1日の就労時間数）、家庭状況（ひとり親、生活保護、父又は母が単身赴任の世帯には加点等）等をもとに指数を付け優先度を判断します。

同居している保護者のうち、就労等の条件が最も低い方で審査します。

定員を超える等、申込み状況によっては待機となる場合があります。待機となった場合は、定員が空き次第、お電話にて入所をご案内します。

なお、定員を超える申込みがあり待機が多い小学校区については、放課後の居場所を提供することを目的とし、児童クラブ待機者用の「通年の児童館下校制度」を個別にご案内する予定です。（預かり事業ではありません。）

(3) 同学年、同指数の場合は、下記のとおり抽選番号から優先順位を決定します。

抽選番号は、「①児童クラブ加入申込書」に保護者の方が記入された仮抽選番号と、公開抽選による優先番号をもとに決定します。

公開抽選 日時：令和4年12月14日（水）午前10時から 場所：エコハウス多目的室

内容：市職員が1～45の番号が入った抽選箱からくじ引きを1回行い、優先番号を決定。

優先番号は公開抽選日以降に市ホームページにて公開。

定員：先着20名（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）。申込み不要。

駐車場：市役所北側駐車場（エコハウスの駐車場は利用できません。）

例 公開抽選により決定した優先番号が「5」の場合の抽選番号

仮抽選番号（保護者が記入した番号） 5, 6, 7, 8, 9, 10・・・45, 1, 2, 3, 4
 （最終的な）抽選番号 優先順位高←1, 2, 3, 4, 5, 6・・・41, 42, 43, 44, 45→低

| | | | | | | | | | |
|-----|--------------|----------|--------------|----------|---|-------|----------|-------|-----------|
| Aさん | 抽選番号1 (仮) | 5 | 抽選番号2 (仮) | 4 | ➡ | 抽選番号1 | 1 | 抽選番号2 | 45 |
| Bさん | 抽選番号1 (仮) | 5 | 抽選番号2 (仮) | 6 | ➡ | 抽選番号1 | 1 | 抽選番号2 | 2 |
| Cさん | 抽選番号1 (仮) | 6 | 抽選番号2 (仮) | 5 | ➡ | 抽選番号1 | 2 | 抽選番号2 | 1 |
| Dさん | 抽選番号1 (仮) | 6 | 抽選番号2 (仮) | 4 | ➡ | 抽選番号1 | 2 | 抽選番号2 | 45 |

4人（Aさん～Dさん）が同学年、同指数の場合は、抽選番号1の小さい方から優先し、抽選番号1も同じ場合は、抽選番号2の小さい方を優先します。上記の場合、優先順位は、Bさん>Aさん>Cさん>Dさんの順になります。

- (4) 下記ア～ウに該当される場合は、入会決定の際他の人を優先することがあります。
 - ア 就労等の要件を満たしている場合でも、保護者の休み、部活動等で開設日の半分以上出席できないと見込まれる場合。
 - イ 就労等の要件を満たしている場合でも、保護者の就労状況、部活動等により児童クラブで過ごす時間が短いことが見込まれる場合。
- (5) 下記ア、イに該当される場合は、入会をお断りすることがあります。
 - ア 開設時間中にお迎えが間に合わない可能性がある場合。
 - イ 児童クラブ入会審査時に活動費の滞納がある場合。
- (6) 校区内2箇所開設（北、市が洞、東校区）については、きょうだい別々の児童クラブを希望することはできません。市の定める基準に基づき、きょうだいと同じ児童クラブになるように調整します。ただし、定員を超えた児童についてはきょうだいであっても待機となります。
- (7) 当初申込みの算定基準日は、令和4年12月28日（水）です。
- (8) 令和5年4月1日以降、長久手市内学童保育所に入所が確認できた場合は、児童クラブの待機からは外れます。
- (9) 児童クラブと放課後子ども教室との併用はできません。
- (10) 関係機関や保護者の方へお子様の様子について伺う場合があります。

学童保育所のご案内 長久手市児童クラブの他に、市が委託している学童保育所（公設民営）があります。詳細は各学童保育所にお問い合わせください。

1 名称、所在地、電話番号など

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | 小学校区 | 入所説明会（予定） |
|------------|---------------------|---------|-------------|------------------------------|
| 長久手学童保育所 | 久 保 山 2308 番地 | 62-9466 | 西 | 令和4年12月4日（日） 午前11時から正午まで |
| 長久手長南学童保育所 | 宮脇 903 番地 | 61-2003 | 長久手、 南、東 | 令和5年1月29日（日） 午前11時から正午まで |
| 長久手北学童保育所 | 岩 作 落 合 203 番地 | 63-5310 | 北 | 令和5年1月29日（日） 午前11時から正午まで |
| 市が洞学童保育所 | 卯 塚 一 丁 目 101 番地 | 56-1143 | 市が洞 | 令和4年12月11日（日） 午前11時から正午まで |

2 対 象 小学校1年生から6年生まで

3 開所日時 （※開所時間、延長保育の時間・料金は、学童保育所により異なります。）

| 開 設 日 | 開設時間 | 延長保育 |
|-------------------|---------------------|-------------|
| 月曜日から金曜日まで | 下校時から午後6時30分まで* | 午後7時まで ※ |
| 土曜日 | 午前8時から午後6時30分まで* | |
| 春休み・夏休み・冬休み・学校休業日 | 午前7時45分から午後6時30分まで* | |

4 休 日 日曜日、祝日、年末年始、お盆休み

その他の放課後の居場所事業

●預かり事業 ○その他事業

※児童クラブと放課後子ども教室の併用はできません。

| 事業名 | 設置場所 | 事業内容 | 料金 (1人あたり) | R5 年度募集 | 備考 |
|----------------|------------------|---|-----------------------|--------------------------------------|---|
| ●児童クラブ | 9箇所 | 放課後に就労等により保護者が留守の家庭の児童を保護者に代わってお預かりする。 | 月5,000円 (8月8,000円) | 11月21日から | 詳細は、本冊子、市HPをご覧ください。 |
| ●学童保育所 | 4箇所 | | 入所金+月額 利用料 | 入所説明会を順次開始。 | |
| ○児童館昼食場所利用申込制度 | 6児童館 | 土曜日、長期休暇など給食がない日は、保護者の就労等により昼食時間に留守となる家庭の小学生を対象とした、児童館で昼食をとることができる制度。 | 無料 | 2月頃から。 | 児童館下校制度も同時申込み可。（始業式から給食開始日前日までの間、学校から直接児童館へ下校することができる制度。） |
| ○放課後子ども教室 | 4箇所 (西東北南小校区) | 放課後に地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ等の体験の場を提供する。預かり事業ではありません。 | 保険料年額 800円 | 1~2月頃から。 <u>申込み児童全員の受入れを行います。</u> | 週の参加回数には制限があります。 (参考：R4年度週1回まで) |